157.025-157.175MHz及び161.625-161.775MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャネルに相当する）は、主管庁が希望すれば、デジタル変調の発射を使用する海上移動業務のほかの局からの保護を要求しないこと、及び影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に述べるアナログ変調も使用することができる。

ww）　第二地域では、157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、最新版のITU-R勧告M.1842に準拠したデジタル変調の発射に指定する。

カナダ及びバルバドスでは、2019年１月１日以降、影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.200-157.275及び161.800-161.875MHzの周波数帯（第24、第84、第25及び第85チャネルに相当する）は、最新版のITU-R勧告M.2092に述べるようなデジタル変調の発射に使用することができる。

x）　2017年１月１日以降、アンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セーシェル、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、157.125-157.325MHz及び161.725-161.925MHzの周波数帯（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、デジタル変調の発射に指定する。2017年１月１日以降、中華人民共和国では、157.150-157.325MHz及び161.750-161.925MHzの周波数帯（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当する）は、デジタル変調の発射に指定する。

xx）　2019年１月１日以降、第24、第84、第25及び第85チャネルは、最新版のITU-R勧告M.2092に述べる地上系VDESを運用するために、帯域幅が100kHzの単一複信チャネルを形成するように統合することができる。

y）　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整に従い、単一周波数又は複信周波数チャネルとして運用することができる。

z）　2019年12月31日まで、これらのチャネルは、固定業務及び移動業務で運用する既存のアプリケーション及び局に有害な混信を生じないこと、また、保護を要求しないことにより、将来のAISアプリケーションの可能な試験のために使用することができる。

2019年１月１日以降、これらのチャネルは２つの単信チャネルにそれぞれ分割される。ASM1及びASM2として指定される第2027及び第2028チャネルは、最新版のITU-R勧告M.2092に述べられているアプリケーション関連メッセージ(ASM)に使用される。

zx）　アメリカ合衆国では、これらのチャネルは船舶局と海岸局との間の公衆通信を目的とした通信に使用される。

zz）　2019年１月１日以降、第1027、第1028、第87及び第88チャネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャネルとして使用される。

付録第26号*　3025kHzから18030kHzまでの間で航空移動業務(OR)専用に分配された周波数帯における同業務のための規定及び関連する周波数分配計画　（第43条参照）

改　*　本改訂版は、第Ⅲ部の現行版を包含している。それは2015年11月28日を含め同日までの第Ⅴ部の手続を適用した結果としての第Ⅲ部の全ての修正を反映し、及び同様に同日までに発生した地政学的変更結果の修正も反映したものである。

付録第30号*　11.7-12.2GHz（第三地域）、11.7-12.5GHz（第一地域）及び12.2-12.7GHz（第二地域）の周波数帯における放送衛星業務のための全ての業務に関する規定並びに関連するプラン及びリスト

第2A条　ガードバンドの使用

改　2A.2　放送衛星業務の静止衛星通信網の運用支援において、これらの機能の提供を意図した割当ては、第11条に基づいて通告されるものとし、以下の期限内に使用が開始される[1bis]。

追　[1bis]　期限は要請が2A.1.4に基づき受領された時をもって確立する。

第４条　第二地域プランの変更又は第一地域及び第三地域における追加使用に関する手続[3]

[3]　決議第49（WRC-15、改）の規定を適用する。

4.1　第一地域及び第三地域に適用する規定

改　4.1.3bis　リスト割当ての使用開始までの一定の期限は、以下の理由による打上げ失敗の場合に、一度だけ最大３年間延長することができる。

－　割当ての使用を開始しようとしていた衛星の破壊
－　別の割当ての使用を開始するために再配置しようとする予定であって、既に運用中の衛星を代替するために打ち上げられた衛星の破壊
－　衛星は打ち上げられたが、割り当てられた軌道位置に投入できない場合

この延長が認められるためには、打上げ失敗が付録第４号の完全な情報の受領日から５年以降に起きたものでなければならない。一定の期限の延長期間は、最大延長期間の３年と、打上げ失敗の日から一定の期限の終了日までの残りの期間との差を超えてはならない[1]。この延長を有効なものとするために、主管庁は、打上げ失敗から１か月又は2003年７月５日から１か月のいずれか遅い方の期間内に、当該失敗を書面で無線通信局に通知し、4.1.3 の規定に定める一定の期限が終了するまでに、以下の情報を無線通信局に提供しなければならない。

－　打上げ失敗の日付
－　打上げを失敗した衛星に関して、割当てのための決議第49（WRC-15、改）で要求されている真正性情報。ただし、その情報がまだ提供されていない場合に限る。

延長請求から11か月後に、主管庁が決議第49（WRC-15、改）に基づく情報を無線通信局に提供しなかった場合、無線通信局は速やかに通告主管庁に対し督促状を送付する。延長請求から１年以内に、主管庁が調達中の新しい衛星について最新の決議第49（WRC-15、改）に基づく最新情報を無線通信局に提供しなかった場合、関連する周波数割当ては失効する。

改　4.1.9　上記4.1.5に基づき参照される公表で特定された主管庁の意見は、無線通信局及び変更を提案した主管庁に送付される。

改　4.1.10　4.1.5の規定に述べたIFICの日付の後４か月の期間以内に、主管庁が、同意を求めている主管庁又は無線通信局に対して同意を通知しない場合は、4.1.10aから4.1.10d及び4.1.21の規定が適用されない限り、提案された割当てについて同意しなかったものとみなされる。この期間は以下のように延長する場合がある。

－　4.1.8の規定に基づき追加情報を要求した主管庁については、最大３か月
－　4.1.21の規定に基づき無線通信局の援助を要請した主管庁については、無線通信局がその措置の結果を通知した日から最大３か月

削　4.1.10ter

追　4.1.10a　4.1.10に規定された期間と同じ期間の後に、通告主管庁は、4.1.21に基づきこの期間内に回答がなかった主管庁に関することで無線通信局に援助要請することができる。

追　4.1.10b　無線通信局は、4.1.10aに基づき行動するに当たり、回答がなかった主管庁に対し、付録第30号第１附属書第１段落で規定する値の変更を含む、以前に公表された両立性分析の結果とともに、決定を求める督促状を送付する。

追　4.1.10c　4.1.10dで規定する30日間の期間が切れる15日前に、無線通信局は、前述の主管庁に対し回答がないことの重大さについて注意を喚起する督促状を送付する。

追　4.1.10d　4.1.10bに基づく督促状を発送した日から30日以内に無線通信局に決定の通知がなさ